

第2版あとがき

初版の刊行から7年近くが経過した。大変ありがたいことに、先生方、学生の皆さんや読者の方々から、大変温かい評価をいただいた。著者の勤務校以外でもテキストとして使っていただいていると伝え聞いていて、大変感謝している。したがって、基本的な内容、構成は維持しているが、イギリス法をめぐる環境には大きな変化があり、相当なアップデートが必要になった。

一番大きな出来事は、ブレグジットにより、2020年12月31日以降にEU法がイギリスに適用されなくなったことであろう。初版刊行時に2018年欧州連合（離脱）法が成立していたが、その2018年欧州連合（離脱）法などにより、しばらくEU法は保存されていた。その後、2023年継続EU法（廃止と改革）法によってイギリス法に同化され、容易な修正・廃止が可能になっているが、そこに至る過程を詳しく説明するようにした。また、ヨーロッパ大陸との距離が広がっていて、1998年イギリス人権法に代わる、（成立しなかったものの）2022年の権利章典法案提出までの動きもフォローした。

他にも弁護士や訴訟の数などを最新の数字に代え、離婚制度やソリシタ養成制度の変更、高等法院の商事財産裁判所などに関する記述も加えた。コラムも追加して、特にイギリス憲法についての理解を深めてもらえるよう工夫している。さらに、初版後に刊行された本を各章末のブックガイドに追加し、巻末の参考文献では、読者にも有用であろうウェブサイトの情報も載せている。

第2版の刊行にあたり、共著者の竹村和也先生には、直近のスコットランド独立の動向など、貴重なアップデートをしていただいた。また、同志社大学法学部の戒能の4回生ゼミに所属されている山岡萌恵さんと安田優羽さんには、初校のゲラを丹念にご確認いただき、貴重なご指摘を数多くいただいた。最後に、法律文化社編集部の舟木和久さんには、初版に引き続き、大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。

2025年2月3日

戒能 通弘

あとがき

本書は、「判例法主義」、「法律家制度」、「陪審制」、「法の支配」といったイギリス法の特徴に焦点を当てたイギリス法入門である。これからイギリス法を勉強しようとする学生の皆さんに、特に重要だと考えられる、また、日本法とは異なるイギリス法の特徴について、できるだけ分かりやすく説明することを試みた。

もちろん、2000年代以降に限っても、イギリス法に関する優れた著書、専門書は数多く出版されている。また、少し時代を遡れば、イギリス法、あるいは英米法の基本的な特徴に焦点を当てた優れたテキストはいくつもある。ただ、前者に関しては、その多くは、必ずしも大学でテキストとして用いるために書かれたものではないだろう。また、後者に関しても、今日でも極めて有益ではあるものの、著者（＝戒能通弘：以下同じ）が学部生の時代にまず取り組んだようなものも多く、例えば、「バリスタとソリシタの二分制の相対化」、「刑事の陪審審理を受ける権利の制限」、「1998年イギリス人権法の影響」、「貴族院の裁判権の廃止と連合王国最高裁判所の設置」といった最近のイギリス法の大きな変化についてフォローしている訳ではない。著者は、勤務校において、本書の共著者の竹村和也先生とともに「イギリス法」の講義を担当しているが、アメリカ法と比べると、学部講義のためのイギリス法のテキストは、やや不足しているのではないかとの思いをもち続けてきた。私たちの授業を受講した学生からも、最近のイギリス法の動向についてのレポートを書くときに、参考文献を探すのが難しいとの相談を受けることが度々ある。自分がイギリス法の教科書を書くことになるとは考えていなかったものの、本書のようなテキストには、それなりのニーズがあるのではないかと期待している。

イギリス法を学ぶ意義については、冒頭の「序論」でいくつか挙げさせていただいているが、日本法とは大きく異なるイギリス法を理解してもらうために、本書では、「何故、そのような制度になっているのか」という視点を重視している。そして、本書のサブタイトルにあるように、「歴史、社会、法思想から見る」ことで、例えば、「何故、イギリスは判例法主義を採用しているの

か」,「何故, イギリスには, 2 種類の法律家が存在しているのか」,「何故, イギリスでは陪審が法を無視した評決を下すことができるのか」,「何故, 最近までイギリスでは議会の上院が最高裁の役割を果たしていたのか」といった, 多くの初学者がもつであろう疑問に, 分かりやすく答えることを目指している。イギリス法には, 日本の法を学んでいる人たちからすると, 分かりづらい面が数多くあるが,「歴史, 社会, 法思想から見る」ことで, イギリス法の基本的な特徴についての理解を進めていただければ幸いである。イギリス法を勉強する際は, そこからスタートする必要があると思うし, 法学以外を専攻する方々がイギリス法への関心を深める際にも, 有用なアプローチだろう。

本書の準備, 完成に向けた段階で, 数多くの方々のご教示, ご助力をいただいている。まず, このテキストの執筆にご協力いただいた, 共著者である竹村和也先生に感謝申し上げたい。(特に第1章では, 全体の内容, 難易度を統一するための調整はさせていただいたが), 竹村先生には, イギリス法の歴史(第1章)とスコットランド法(第7章)について執筆いただいた。エディンバラ大学へのご留学経験もある竹村先生は, スコットランド法を主要な研究対象とされてきたが, そのスコットランド法に関する日本語の文献は, 必ずしも多くはない。スコットランド法の成立から現在までを扱う概説ではあるものの, 第7章は, 本書の特徴の1つになっていると思う。

また, 本書の構想について, 著者が勤務する同志社大学法学部の教員有志の研究会である「イギリス法研究会」で報告し, 数多くの貴重なご指摘をいただいた。当研究会を主宰され, 報告の機会をくださった川本哲郎先生, 偶来日中であったことから, 著者の報告をお聴きいただき, 例えば, ソリシタ養成制度の改革などについて, 貴重なご教示をいただいたアンドリュー・ワトソン先生(シェフィールド・ハラム大学)には, 特に感謝している。さらに, 著者の4年生ゼミに所属されていた安達佳良さん, 小島彩さん, 福田旺史さんには, 元々の原稿, 初校の全体をチェックしていただいた。特に小島さんには, 再校もチェックいただくとともに,「学生目線での読みやすさ」という点から, 貴重なご助言を数多くいただいている。もちろん, 本書に思わぬ誤りがあるとなれば, 著者の責任であるが, 上記のゼミ生の方々に, 随分と読みやすいものに

していただいたと思う。

本書を執筆するにあたっては、イギリスで最近出版された定評あるテキストを主に参考にしているが、わが国の優れた先行業績も大いに参考にさせていただいている。ただ、教科書という性質上、出典の注等を付けておらず、巻末の参考文献表も、初学者の参考になりそうなもの、図書館などで比較的手に取りやすいと考えられるものなど、最低限のものに止めさせていただいた。当然、数多くの優れた研究書、研究論文を参考にしなければ、本書は書けなかったであろう。先学の、そして、同業の方々の卓越したご業績に、この場をお借りして謝意を表したい。それとともに、上記の事情に関してご有罪いただけるようならば、大変幸いである。

最後に、本書の執筆のお話を著者にお寄せいただき、構想の段階から様々な貴重なご指摘をいただいた法律文化社編集部の舟木和久さんに、衷心より御礼申し上げたい。舟木さんには、原稿すべてに目を通していただき、各章の構成についてなど、極めて有益なご指摘を数多くいただいた。そもそも、「歴史、社会、法思想」からイギリス法を理解するという本書のアプローチは、お話をいただいた際に、舟木さんにご提案いただいたものである。著者は以前、『法律講話』〔復刻版〕（慈学社、2011年）に解説を書いたのだが、その解説も含めてお読みいただき、そこでも示されていた「社会と思想の歴史を中心としたアプローチ」の意義を再認識されたと伺っている。大変ありがたいことである。にもかかわらず、著者の怠慢もあって、特に初校の校正の際に、締切りを大幅に超過してしまうなど、大変なご迷惑をおかけしてしまった。失態をお詫びするとともに、本書の刊行に向け、大変なご尽力をいただいた舟木さんに、ここに記して御礼申し上げたい。

2018年2月18日

戒能 通弘